運　行　管　理　規　程（貸切）

遠隔点呼対応版

平成　　 年　　 月　　 日 制 定

令和　　 年　　 月　　 日 改 正

会 社 名

※本文中の赤字部分は、従来の運行管理規程例（令和6年4月1日改正対応）を、

遠隔点呼に対応するため変更した部分です。

※必要に応じて、内容を自社向けに補強・修正して制定してください。

第１章　総　　則

（目的）

第１条　旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第４８条の２（運行管理規程）に定めるところにより、事業用自動車の運行の安全確保及び車両の適正な運用に関する業務基準を定め、事故防止の徹底を図り、公共的事業の使命を期するため本規程を定める。

（名称）

第２条　この規程を○○観光バス株式会社（※貴社名に書き換えてください）運行管理規程という。

（義務）

第３条　運行管理者は、就業規則等諸規程によるほか、本規程により各々職場秩序を守るとともに業務上の職責完遂に努め、事故防止の徹底を期して公共的事業の使命達成に努めなければならない。

（運行管理者及び補助者の選任）

第４条　道路運送法第２３条（運行管理者）及び運輸規則第４７条の９（運行管理者等の選任）の規定に基づき運行管理者等を次の基準により選任する。

(1)　運行管理者の選任に当たっては、社長が任命するものとし、解任の場合も同様とする。

(2)　一営業所において業務を統括する統括運行管理者を社長が任命するものとする。

(3)　運行管理者は、運輸規則第４７条の９（運行管理者等の選任）第１項の表に定められている一般貸切旅客自動車運送事業の第３欄に定められた運行管理者資格者証を有する者のうちから選任する。

(4)　補助者の選任は、運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣の認定する基礎講習を修了した者のうちから選任するものとする。

(5)　運行管理者は、営業所ごとに運行管理者資格者証を有する者の中から別表１に示す管理者数以上及び必要に応じて補助者を選任する。

（運行管理者及び補助者の選任届出）

第５条　本規程第４条の基準に基づき運行管理者及び補助者を選任したときは、運輸規則第６８条（届出）に基づき１５日以内に当該営業所の所在地を管轄する運輸支局長に届け出るものとする。これを解任したときも同様とする。

（運行管理の組織）

第６条　運行管理業務の職制は、運行管理の組織図（別表２）を作成し、次のとおりとする。

(1)　運行管理者は、統括運行管理者を補佐し運行管理業務を処理することとし、複数の運行管理者が選任されている営業所にあっては、職務分担を明確にしておくものとする。ただし、重要な事項については統括運行管理者の指示をもって処理するものとする。

(2)　補助者は、別に定めるほか運行管理者の指示により運行管理者の行う業務の補助を行うものとする。

(3)　運転者及び車掌（以下「乗務員」という。）は、安全及び服務のための規律（以下「服務規律」という。）に定められた規律のほか運行管理者の指示に従い輸送の安全確保に努めなければならない。

（運行管理者及び補助者の勤務時間）

第７条　運行管理者及び補助者の勤務時間は、就業規則によるものとする。但し、事業用自動車の運行中は、少なくとも１人の運行管理者は、運転業務に従事せず、乗務員に対し必要な指示等を行える連絡体制を整備しなければならない。

（運行管理者と補助者の勤務の関係）

第８条　運行管理者は、職場を離れる場合又は補助者に補助させる場合には、補助者に業務の引継ぎを行うとともに、補助者に対し補助させる職務の範囲とその執行方法を明確に指示し、かつ、常に所在を明らかにしておかなければならない。

２　運行管理者は、補助者の行った運行管理業務についてもその責任をもたなければならない。

３　運行管理者は、補助者に対して指導及び監督を行わなければならない。

４　補助者は、運行管理者の履行補助を行う者であり、代理業務を行える者ではない。ただし、運輸規則第２４条の点呼に関する業務については、その一部を補助者が行うことができる。

５　補助者は、運行管理者を補佐し、補助して行った業務について運行管理者に報告するとともに裁決を得なければならない。

ただし、次に該当する恐れがあることが確認された場合には、直ちに運行管理者に報告し、運行の可否の決定等について指示を受け、その結果に基づき各運転者に対し指示を行わなければならない。

(1)　運転者が酒気を帯びている

(2)　疾病、疲労、睡眠不足、その他の理由により安全な運転をすることができない

(3)　無免許運転

(4)　最高速度違反行為

（一般準則）

第９条　運行管理者は、法令の規定、就業規則並びに本規程に基づき何よりも優先して運行の安全確保に努めるとともに、乗務員に対し、接客態度の向上、労働モラルの高揚、運行の効率化について十分な指導監督を行い、良質な輸送力の供給維持と事業の健全な発展に寄与するよう努めなければならない。

（関連規程との関係）

第１０条　本規程のうち、他の社内規定と関連のある事項の取扱いは次のとおりとする。

(1)　第１４条（運転者の選任）運転者を選任するにあたっての採用基準及び採用手続は、就業規則に定めるところにより採用し、本規程の基準により選任する。

(2)　第１８条（乗務員の服務規律）乗務員の服務規律については、本規程に定めるほか運輸規則第４１条（安全及び服務のための規律）に基づき、別に定める乗務員服務規律による。

第２章　職　務　権　限

（統括運行管理者）

第１１条　統括運行管理者は、本規程に定める運行管理を統括するものとする。

（運行管理者）

第１１条の２　運行管理者には、本規程に定める職務を遂行するために必要な、次の職務権限を与える。運行管理者は、運行の安全の確保に関する必要な事項を上司に助言することができるものとする。上司は、運行管理者から助言があったときは、これを尊重するものとする。

(1)　旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令、並びに運輸規則第３６条の規定に基づく適格者以外の選任禁止に関する事項

(2)　旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令の要件を備えない者及び選任運転者以外の者の運行の業務禁止に関する事項

(3)　疾病、疲労、睡眠不足、酒気帯び、麻薬等その他の理由により安全運転のできないおそれのある乗務員の運行の業務禁止に関する事項

(4)　乗務員の過労防止、健康管理、労務管理に関する事項

(5)　交替運転者の配置に関する事項

(6)　乗務員のための休憩、睡眠又は仮眠に必要な施設を適切に管理すること

(7)　乗務員の教育指導、監督及び運転者の特別な指導及び適性診断に関する事項

(8)　補助者に対する指導及び監督

(9)　車両の担当割当及び乗務割当表の作成に関する事項

(10)　運輸規則第２４条（点呼等）に基づく点呼の実施並びにアルコール検知器の有効な保持に関する事項

(11)　業務記録に関する事項

(12)　運行の主な経路の調査に関する事項

(13)　運行指示書の作成及び運転者に対する指示に関する事項

(14)　運行記録計に関する事項

①　運行記録計による記録の出来ない車両、その他整備不良車の運行禁止に関する事項

②　運行記録計の管理及びその記録の保存に関する事項

(15)　車内の掲示（当該事業者の氏名又は名称、自動車登録番号）の取扱いに関する事項

(16)　車両の非常口、車両の清潔保持に関する事項

(17)　応急用具、故障時の停止表示板及び非常信号用具並びに消火器の取扱い及び備付けに関する事項

(18)　苦情処理簿及び遺失物台帳に関する事項

(19)　乗務員台帳の整備保管に関する事項

(20)　運行を中断したときの措置決定に関する事項

(21)　交通事故が発生した場合の措置並びに死傷者の応急措置の決定及び事故処理に関する事項

(22)　自動車事故報告規則に基づく事故報告に関する事項

(23)　事故の記録と原因究明及び事故防止対策と事故警報に基づく対策指導並びに事故統計に関する事項

(24)　異常気象時における応急措置の決定及びこれに伴う運行指令に関する事項 (25)　その他、下記運行管理関係帳票類の記載と整理に関する事項

乗務員台帳、出勤簿、点呼記録簿、運行指示書、事故報告書、事故記録簿、事故統計、業務日誌、業務記録、運行記録計による記録、苦情処理簿、遺失物台帳等

　　　　　　(26)　車掌の乗務に関する事項

（運行管理者及び補助者の業務）

第１２条　運行管理者及び補助者は、第１１条の２の職務権限に基づき、第３章（業務の処理基準）に規定する業務を行う。

（運行管理者及び補助者の講習等）

第１３条　運行管理者は、運輸規則第４８条の４（運行管理者の講習）の規定により国土交通大臣が認定した基礎講習又は一般講習を必ず受講しなければならない。

また、運行管理者及び補助者は、その他の運行管理者研修に積極的に参加するとともに日常の職務に必要な次の知識技能の修得に努めなければならない。

(1)　道路運送法、旅客自動車運送事業運輸規則、同報告規則、道路運送車両法、自動車事故報告規則、労働基準法、労働安全衛生法、道路交通法、自動車損害賠償保障法、及び自動車損害賠償責任保険、その他業務の遂行に必要な基本的法令に関する知識

(2)　労働協約、労働契約、就業規則、その他社内規定に関する知識

(3)　適性診断結果に基づく運転者への助言指導に関する知識

(4)　乗務員の健康管理に関する知識

(5)　人の扱い方、教え方等人事管理、労務管理に関する知識

(6)　運行計画作成の知識及び技能

(7)　自動車の操縦、運転の技能、知識

(8)　自動車の主要諸元、その他車両の取扱いに関する知識

(9)　交通規制、その他行政通達に関する知識

(10)　事故の場合の応急救助、危険防止措置に関する知識

(11)　道路構造及び営業区域内外の地理に関する知識

(12)　応急用具、非常信号用具、非常口、消火器及び故障時の停止表示器材の取扱いに関する知識

(13)　気象情報に関する知識

(14)　一般社会常識に関する知識

第３章　業　務　の　処　理　基　準

（運転者の選任及び乗務）

第１４条　運行管理者は、運転者の選任に関しては、次の事項に留意しなければならない。

(1)　旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令の要件を満たした者であること。

(2)　運輸規則第３６条に定められた次の禁止事項に抵触しない者であること。

①　日日雇い入れられる者

②　２月以内の期間を定めて使用される者

③　試みの使用期間中の者（１４日を超えて引続き使用されるに至った者を除く。）

④　１４日未満の期間ごとに賃金の支払い（仮払い、前貸しその他の方法による金銭の授受であって実質的に賃金の支払いと認められる行為を含む。）を受ける者

⑤　新たに雇い入れた者については、国土交通大臣が告示で定めた「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成１３年１２月３日付国土交通省告示第１６７６号。以下「指導監督指針」という。）により、所定の教育を修了した者でなければ、運転者に選任してはならない。

２　運転者の選任に当たっては、特に交通事故、交通違反、営業違反については前歴を調査し、選任時の所定の教育を行ったうえ第１項の基準により選任し乗務させること。

なお、運転者を新たに雇い入れた場合には、自動車安全運転センターが交付する無事故・無違反証明書又は運転記録証明書等により、雇い入れる前の事故歴を把握し、事故惹起運転者に該当し、事故惹起運転者の特別な指導及び適性診断を受けていない場合には、事故惹起運転者の特別な指導を行い、適性診断を受けさせること。

（運転者の確保）

第１５条　所要運転者については、公休、有給休暇、病欠、欠勤、その他過労防止等を考慮し、原則として常時、事業計画の遂行に必要な運転者を第１４条に基づき確保する。

（車掌の乗務）

第１６条　事業用自動車（乗車定員１１人以上のものに限る。）を運行するにあたり、次の場合には車掌を乗務させなければならない。

(1)　道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）第５０条（旅客自動車運送事業用自動車）及び細目告示第２３３条（旅客自動車運送事業用自動車）により定められた基準に適合していない事業用自動車で旅客を運送するとき

(2)　車掌を乗務させなければ[「道路及び交通の状況並びに輸送の状態により運転上危険があるとき」の判断基準]（平成１４年１月３０日付国自総第４４６号、国自旅第１６１号、国自整第１４９号「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」）に適合していないとき

(3)　旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるとき

（乗務員の過労防止）

第１７条　運行管理者は、常に乗務員の健康状態、勤務状態を把握し、過労等を十分考慮して勤務時間及び乗務時間の範囲内において予め一定時間の勤務割を作成し関係者に周知するほか、運輸規則第２１条（過労防止等）に定める諸事項について適切な措置を常時講じて乗務させなければならない。

(1)　運行の安全の確保、交通事故防止の見地から乗務員の健康状態の把握に努め、就業中の飲酒等は絶対に行わないよう指導するとともに、運行中に疾病、疲労及び睡眠不足等により安全な運行を継続できないおそれのある場合には直ちに運行を中止する等の輸送の安全のための措置をとること。

(2)　運転者が、疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するため、必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。

(3)　公休割当に対しては、止むを得ない事由のある場合のほか変更させてはならない。

(4)　運行管理者は、乗務員の運行中における労働時間及び休憩時間に関して不足するものについては適切に指導教育し、所定労働時間の遵守と安全の確保を期さなければならない。

(5)　乗務員の休憩、仮眠、睡眠に必要な施設を整備するとともに衛生環境に留意して清潔保持に努めなければならない。

（乗務員の服務規律）

第１８条　運行管理者は、乗務員の服務について就業規則によるほか、別に定める乗務員の服務規律に基づき指導監督する。

（乗務員の教育指導）

第１９条　運行管理者は、乗務員に対し運輸規則第３８条（従業員に対する指導監督）に基づく指導監督を行わなければならない。

なお、同条第１項及び第２項に基づき、運転者に対し適切な指導を、指導監督指針に従い毎年計画的に実施し、次の事項を記録し営業所において３年間保存しなければならない。

(1)　日時、場所及び指導内容

(2)　指導監督を行った者及び受けた者

２　事故惹起運転者、初任運転者、準初任運転者、高齢運転者（６５歳以上の者）については、指導監督指針に基づき、特別な指導及び適性診断の受診を実施しなければならない。

なお、準初任運転者については、直近１年間に当該一般貸切旅客自動車運送事業者において運転経験（実技指導を受けた経験を含む。）のある貸切バスより、大型の車種区分の貸切バスに乗務する前に、特別な指導を実施しなければならない。

３　運行管理者は、乗務員に対し、応急用具、非常信号用具及び非常口又は消火器の取扱いについて適切な指導をしなければならない。

（運転者の教育指導内容）

第１９条の２　運行管理者は、指導監督指針に基づき、すべての運転者に対し次の事項を指導しなければならない。

(1)　事業用自動車を運転する場合の心構え

(2)　事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項

(3)　事業用自動車の構造上の特性

(4)　乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項

(5)　旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項

(6)　主として運行する経路又は営業区域における道路及び交通の状況

(7)　危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法

(8)　運転者の運転適性に応じた安全運転

(9)　交通事故に係る運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法

(10)　健康管理の重要性

(11)　安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法

(12)　ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転

(13)　ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等の自社内での共有

２　運行管理者は、指導監督指針に基づき、次に掲げる特定の運転者に対し特別な指導を実施しなければならない。

なお、①～⑥については１０時間以上、⑦については２０時間以上実施しなければならない。

(1)　事故惹起運転者

①　事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全の確保に関する法令等

②　交通事故の事例の分析に基づく再発防止対策

③　交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法

④　運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項

⑤　危険の予測及び回避

⑥　ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正

⑦　安全運転の実技

(2)　初任運転者及び準初任運転者

①　事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項

②　事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法

③　運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項

④　危険の予測及び回避

⑤　安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法

⑥ ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正

⑦　安全運転の実技

なお、準初任運転者については、上記①～⑦のうち、少なくとも④（制動装置の急な操作に関する内容に限る。）、⑥及び⑦について実施する。

(3)　高齢運転者（６５歳以上）

適齢診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。

（車両配置、乗務割等）

第２０条　運行管理者は、次の基準により常に乗務員の担当車両及び車両の運行状況を掌握していなければならない。

(1)　車両の配置を決める。

(2)　乗務員の配属及び担当車両を定める。

(3)　長距離運転又は夜間の運転において安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ交替運転者を配置する。

(4)　乗務割当表を作成し明示する。

(5)　非乗務者のその理由を明確にする。

(6)　整備管理者と連携をとり車両の整備状況を掌握する。

（点呼の実施）

第２１条　運行管理者又は補助者は、厳正な点呼を行うものとする。

２　補助者に点呼の一部を行わせる場合であっても、当該営業所において選任されている運行管理者が行う点呼は、総回数の少なくとも３分の１以上でなければならない。

（業務前点呼及び日常点検結果の確認）

第２２条　運行管理者又は補助者は、運転者に対して業務前点呼を行い運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。業務前点呼は、対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（以下「遠隔点呼」という。）により行い、個人点呼を原則とし、次の要領により実施する。

(1)　乗務員の出勤を確認すること。

(2)　自動車点検基準及び日常点検実施要領に基づく日常点検に関し、整備管理者と連携して、その確実な履行を監督し、異常の有無等について点検結果を確認すること。

(3)　酒気帯びの有無についてアルコール検知器を用いて確認すること。

(4)　運転者にその日の心身状況、健康状態を申告させ、疾病、疲労、睡眠不足、酒気帯び、麻薬等その他の理由により安全運転のできないおそれがあるものは乗務させないこと。

(5)　運転免許証の所持並びに有効期限切れの有無確認、自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書、定期点検記録簿、非常信号用具、消火器、応急用具、故障時の停止表示器、スペアタイヤ等につき運転者に有無を報告させること。

(6)　運行指示書を渡し、安全運行に必要な指示注意を与えること。また、必要に応じ当日の運行経路の主要な行事、催物及び特殊又は臨時的な交通規制等について指示するほか前日の終業報告事項、行政通達事項、事故、違反事項等につき具体的な実例をあげて注意すること。

(7)　服装の点検及びサンダル履きのないように確認すること。

(8)　業務記録を渡し、また、運行記録計の記録媒体等の装着を確認すること。

(9)　点呼終了の都度、必要な事項について点呼記録簿に記録すること。

(10) 遠隔点呼を実施した場合は、遠隔点呼を受けた運転者ごとに、点呼結果を電磁的方法にて記録し、遠隔点呼を行う営業所等間で共有すること。

（業務後点呼）

第２３条　運行管理者又は補助者は、業務後点呼を行い、その日の運行状況について確認しなければならない。業務後点呼は、対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により行い、個人別に運行の業務を終了した運転者について次の要領により実施し、運転者から報告を受けなければならない。

(1)　車両の異音、異臭、異熱、制動装置及び操縦装置、灯火類等について報告させ、整備を要する箇所のある車両については、次の仕業までに整備管理者に連絡して確実に整備すること。

(2)　運転者の健康状態に関し、身体の異常の有無について申告させること。

(3)　交通事情、道路状況、踏切の状態、交通規制等運行上の支障となる事項、その他参考となる事項についての報告を受けること。

(4)　苦情、遺失物、その他運転中の出来事についての報告を受けること。

(5)　業務記録の記載内容について確認を行い、不備な点は訂正させること。

(6)　運行指示書の記載内容と運行状況について報告を受けること。

(7)　他の運転者と交替した場合にあっては、当該運転者が交替した運転者に対して行った運輸規則第５０条第１項第８号の規定による通告について報告を求めること。

(8)　運行記録計の記録により運転時間、瞬間速度、休憩時間等の過不足のあるものについては、当該運転者にその記録を確認させ運行上又は運転上必要な注意を与え、安全運転を確保するよう具体的な指導を適切に行うこと。

(9)　運行指示書、業務記録、車両の鍵、自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書等を返納させること。

(10)　酒気帯びの有無についてアルコール検知器を用いて確認すること。

(11)　点呼終了の都度、必要な事項について点呼記録簿に記録すること。

(12)　遠隔点呼を実施した場合は、遠隔点呼を受けた運転者ごとに、点呼結果を電磁的方法にて記録し、遠隔点呼を行う営業所等間で共有すること。

（業務途中点呼）

第２４条　運行管理者又は補助者は、貸切バスの運行が運行指示書上、実車運行する区間の距離が１００ｋｍ以上の夜間運行であり、実車運行を開始する時刻若しくは実車運行を終了する時刻が午前２時から午前４時までの間にある運行又は当該時刻をまたぐ運行に該当する場合、運行途中に電話その他の方法により点呼を行わなければならない。点呼は次の要領で実施する。

1. 当該業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況を確認すること。
2. 運転者に対しては、疲労、疾病、睡眠不足等の状況を報告させ、安全な運転をすることができないおそれがないか確認すること。
3. 点呼終了の都度、必要な事項について点呼記録簿に記録すること。
4. 遠隔点呼を実施した場合は、遠隔点呼を受けた運転者ごとに、点呼結果を電磁的方法にて記録し、遠隔点呼を行う営業所等間で共有すること。

（行先地点呼）

第２５条　運行管理者は、運行の業務の開始地又は終了地が営業所以外の地であるため、運行の業務前又は運行の業務後の点呼、報告及び指示を営業所で行えない場合は、電話その他の方法により行い、運転者の酒気帯びの有無の確認については、営業所に備えるアルコール検知器を携行させて行うものとする。なお、その他の方法とは、携帯電話、業務無線、遠隔点呼機器等を用いた、運転者と直接対話できる方法を指し、電子メール、ＦＡＸ等一方的な連絡方法は該当しない。

(遠隔点呼)

第２６条　運行管理者又は補助者は、第２２条から第２５条の点呼を遠隔点呼により実施する場合、国土交通大臣が告示で定めた「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示」（令和５年国土交通省告示第２６６号。以下「点呼告示」という。）により、次の各号の規定を遵守しなければならない。

１　遠隔点呼機器は、国土交通省告示の要件に適合したものでなければならない。また、遠隔点呼を実施するにあたっては、当該点呼実施予定日の原則一〇日前までに「遠隔点呼の実施に係る届出書」及びその他の添付書類を、当該点呼を実施しようとする営業所を管轄する運輸支局長等へ提出しなければならない。

２　遠隔点呼を行う運行管理者又は補助者は、地理情報及び道路交通情報等、車両の運行の業務を遂行するために必要な情報を有すること。

３　遠隔点呼を行う運行管理者又は補助者は、面識のない運転者等に対し遠隔点呼を行う場合は、あらかじめ当該運転者と対面又は映像と音声の送受信により通話をすることができる方法で面談する機会を設け、次に掲げる事項について確認を行うこと。

(1)　運転者の顔の表情

(2)　運転者の健康状態

(3)　運転者の適性診断の受診の結果

(4)　その他遠隔点呼を実施するために必要な事項

４　遠隔点呼を行う運行管理者又は補助者は、遠隔点呼を遺漏なく行うため、運行中の車両の位置の把握に努めること。

５　遠隔点呼を行う運行管理者又は補助者は、遠隔点呼を受ける運転者の携行品の保持状況又は返却状況を確認すること。

６　遠隔点呼を行う運行管理者は、運転者が車両の運行の業務に従事することができないと判断した場合、直ちに当該運転者が所属する営業所の運行管理者又は補助者に連絡すること。

７　前号の場合にあっては、事業者は、遠隔点呼を行う運行管理者が車両の運行の業務に従事することができないと判断した運転者の所属する営業所において、代替措置を講じることができる体制を整えること。

８　遠隔点呼機器の故障等により遠隔点呼を行うことが困難になった場合にあっては、遠隔点呼を受ける運転者が所属する営業所の運行管理者又は補助者による対面点呼その他の当該営業所で実施が認められている点呼を行うことができる体制を整えること。

９　完全子会社等の間で遠隔点呼を行う場合は、必要に応じ、事業者及び完全子会社等の間において、遠隔点呼の実施に必要な事項に係る契約を締結すること。

１０　事業者は、管理者、補助者及び運転者の識別に必要な生体認証符号等、運転者の体温及び血圧その他の個人情報の取扱いについて、あらかじめ対象者から同意を得ること。

１１　遠隔点呼を行う運行管理者又は補助者は、運転者が従事する運行の業務に係る車両内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所にいる運転者に対して遠隔点呼を行うときは、あらかじめ当該運転者を選任している事業者が定めた場所で遠隔点呼を受けていることを、映像により確認すること。

（点呼記録簿の保存）

第２７条　運行管理者は、点呼の実施結果並びに次の事項等を、点呼を実施した日から１週間以内に電磁的記録により記録し、点呼を行った日から３年間保存しておくこと。

(1)　業務前点呼

①　点呼執行者名

②　運転者名

③　運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

④　点呼日時

⑤　点呼方法

ア　アルコール検知器の使用の有無

イ　対面でない場合は具体的方法

⑥　運転者の酒気帯びの有無

⑦　運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況

⑧　日常点検の状況

⑨　指示事項

⑩　その他必要な事項

(2)　業務後点呼

①　点呼執行者名

②　運転者名

③　運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

④　点呼日時

⑤　点呼方法

ア　アルコール検知器の使用の有無

イ　対面でない場合は具体的方法

⑥　自動車、道路及び運行の状況

⑦　運転者の酒気帯びの有無

⑧　交替運転者に対する通告

⑨　その他必要な事項

(3)　業務途中点呼

①　点呼執行者名

②　運転者名

③　運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

④　点呼日時

⑤　点呼の具体的方法

⑥　自動車、道路及び運行の状況

⑦　運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況

⑧　指示事項

⑨　その他必要な事項

(4)　点呼等の状況の記録

　①　点呼実施時の、点呼実施者・運転者双方の音声が確認でき、運転者に対して点呼を実施している様子が確認できる映像（電話その他の方法により点呼を行う場合は、音声のみ）を、記録日を明確にして、録画・録音機器等を用いて記録しなければならない。

　②　アルコール検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無について確認を行うときは、呼気検査を行っている状況の写真（当該運転者を識別できるものに限る）を撮影し、記録日を明確にして、記録しなければならない。ただし、当該状況を前号の規定により録画する場合は、この限りでない。

　③　前各号に掲げる実施の状況の記録は、９０日間、電磁的方法により保存しなければならない。

（アルコール検知器の常時有効保持）

第２７条の２　運行管理者は、営業所に備えるアルコール検知器を、常時有効に保持（正常に作動し、故障がない状態）するため、取扱説明書に基づき適切に使用、保守、管理するとともに、次の要領により定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければならない。

(1)　毎日確認すべき事項

①　電源が確実に入ること

②　損傷がないこと

(2)　定期的（毎日又は１週間に１回以上）に確認すべき事項

①　確実に酒気を帯びていない者が当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと。

②　洗口液、液体歯磨き等アルコールを含有する液体又はこれを希釈したものを、スプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること。

（選任運転者以外の運転禁止）

第２８条　運行管理者は、道路運送法第２５条（運転者の制限）に基づく旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令の要件を備えていない者及び運輸規則第３５条（運転者の選任）並びに第３６条の規定に基づき選任した運転者以外の者に事業用自動車を運転させないこと。

（業務記録）

第２９条　運行管理者は、次の事項に基づいて業務記録の処理を行わなければならない。

業務前点呼の際、業務記録用紙を交付し、次に掲げる事項について旅客が乗車した区間を運転者毎に記録させ、業務後点呼の際、これを提出させなければならない。

(1)　運転者の氏名

(2)　自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

(3)　業務の開始及び終了の地点、日時並びに主な経過地点及び業務に従事した距離

(4)　運転者及び車掌が交替した場合及び休憩、仮眠をした場合は、それぞれにその地点及び日時

(5)　運輸規則第２１条第３項の睡眠に必要な施設で睡眠した場合は、当該施設の名称及び位置

(6)　道路交通法第６７条第２項に規定する交通事故（人の死傷又は物の損壊）、若しくは自動車事故報告規則第２条に規定する事故又は著しい運行の遅延その他異常状態が発生した場合は、その概要及び原因

(7)　旅客が乗車した区間

(8)　その他必要と認める事項

２　運行管理者は、前項の記録の内容を検討し、運転者に対し安全運行及び効率的な運行等について必要な指導を行うこと。

３　業務記録は運転者ごとに整理し、３年間保存しなければならない。

（運行記録計）

第３０条　運行管理者は、次の基準により運行記録計を管理し、記録に基づいて運転者ごとに安全運転、過労防止及び効率的運行を指導すること。

(1)　運行管理者は、正確な記録が確実に得られるよう整備管理者との連携により運行記録計を保守点検するとともに、運行記録計の時計の調整及び記録媒体等の脱着についてその確実な実施を図ること。

(2)　運行管理者は、運行記録計の記録により瞬間速度のほか、平均走行速度にも留意し、勤務時間、運転時間、休憩時間、仮眠時間等を可能な限り正確に把握するよう努めること。

(3)　運行管理者は、記録に基づいて運転方法の適否、又は運転技術の良否を判定し、運行上又は運転上に関し、過労防止及び安全管理並びに所定時間内の効率的運行等の面から注意を要するものについては、当該運転者に対して自らその記録を確認させ、適正な勤務を確保するよう具体的な指導に努めること。

(4)　運行管理者は、次の事項を運転者に記録させなければならない。

①　運行年月日

②　自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

③　運転者名

(5)　運行管理者は、法令により記録することを義務づけられている車両であって故障等により運行記録計による記録の出来ない車両を運行させてはならない。

(6)　運行記録計の記録は車両ごとに整理し、３年間保存しなければならない。

（経路の調査）

第３１条　運行管理者は、運行の主な経路における道路及び交通の状況を事前に調査し、かつ、当該経路の状態に適すると認められる事業用自動車を使用すること。

（運行指示書）

第３２条　運行管理者は、次の事項に基づいて運行ごとに運行指示書を作成し、かつ、運転者に対して適切な指示を行うとともに、当該運転者に携行させること。

(1)　運行の開始及び終了の地点並びに日時

(2)　乗務員の氏名

(3)　運行の経路及び主な経由地における発車並びに到着の日時

(4)　旅客が乗車する区間

(5)　運行に際して、注意を要する箇所の位置

(6)　乗務員の休憩地点及び休憩時間（休憩時間がある場合に限る。）

(7)　乗務員の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る。）

(8)　運輸規則第２１条第３項の睡眠に必要な施設の名称及び位置

(9)　運送契約の相手方の氏名又は名称

(10)　その他運行の安全を確保するために必要な事項

２　運行管理者は、運行途中において変更の指示をした場合には、運転者に対し電話等により適切な指示を行い、その内容、理由及び指示をした運行管理者の氏名を、運転者が携行する運行指示書に記載させなければならない。

３　運行指示書は、運行の終了の日から３年間保存しなければならない。

（車内の掲示）

第３３条　運行管理者は、車内の表示等について運転者に対し表示義務の指導を行うとともに、次の事項を旅客に見やすいように掲示しなければならない。

(1)　会社名

(2)　自動車登録番号

(3)　禁煙の表示

（車両の清潔保持）

第３４条　運行管理者は、車両の消毒及び清掃を次の要領で実施しなければならない。

車両は、常に清潔を保持するよう指導監督に努め、毎月定期的に車両の清掃状況について検分を行わなければならない。

（応急用具、故障時の停止表示器材及び非常信号用具）

第３５条　運行管理者は、各車両に次の用具を備え付け、その使用取扱方法について乗務員に熟知させるよう指導監督するとともに、性能に有効期限の表示のあるものについては期限切れに留意し、常に完全な機能あるものを常備するよう努めなければならない。

(1)　スペアタイヤ、工具、ジャッキ、その他応急用具

(2)　赤色旗及び赤色灯、発煙信号炎管等非常信号用具、消火器

(3)　高速道路における故障時の停止表示器材

（苦情処理簿）

第３６条　苦情の処理に当たっては、利用者の立場に立って親切丁寧に応対し、事実関係を調査して、当方に非のある場合は誠意をもって相手方の納得を得るよう処理しなければならない。

２　運行管理者は、旅客等からの苦情の申出があった時は、次の事項を記録し、営業所ごとに１年間保存しなければならない。

(1)　申出者の住所・氏名、年齢、性別

(2)　発生年月日、発生場所又は区間、乗務員の氏名

(3)　苦情の内容

(4)　原因究明の結果

(5)　苦情に対する弁明の内容

(6)　改善措置

(7)　苦情処理を担当した者

（遺失物台帳）

第３７条　乗務員から車内遺失物拾得の届出のあった場合には、遺失物の品名、形状、数量、その他の特徴、発見し又は拾得した日時、場所及び前後の状況を当該乗務員より聴取記録し、現金、貴金属、その他貴重品の場合には速やかに所轄警察署に通報し、落とし主又は所有者に物件が返還されるよう努めなければならない。遺失物の拾得届出及びその後の措置等については、遺失物台帳に記録し、１年間保存しなければならない。

（乗務員台帳）

第３８条　運行管理者は、次の事項を記載した乗務員台帳を作成し、(2)の基準に従って処理しなければならない。

(1)　項目

①　作成番号及び作成年月日

②　事業者の氏名又は名称

③　運転者の氏名、生年月日及び住所

④　雇入れの年月日及び運転者に選任された年月日

⑤　運転免許証に関する事項

ア　運転免許証の番号及び有効期限

イ　運転免許の取得年月日及び種類

ウ　運転免許に条件がある場合は、当該条件

⑥　運転者の運転の経歴

ア　事業者の氏名又は名称

イ　運転者として選任されている期間（具体的日付を明確に記載）

ウ　主に乗務した貸切バスの車種区分

エ　運転者選任後、主に乗務する貸切バスの車種区分

⑦　事故（道路交通法第７２条第１項及び自動車事故報告規則第２条に規定する事故）を引き起こした場合又は道路交通法第１０８条の３４（使用者に対する通知）の規定による通知を受けた場合は、その概要

⑧　運転者の健康状態

⑨　特別な指導の実施及び適性診断の受診の状況

⑩　乗務員台帳の作成前６ヵ月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の写真

(2)　基準

①　乗務員台帳は、営業所の運転者ごとに作成する。

②　乗務員台帳は、その運転者が所属する営業所に備え置くものとする。

③　運転者ごとの作成番号及び台帳の編集の順序は選任の順に一連番号を付すものとする。なお、転任、退職等により運転者でなくなった者に付した作成番号は、永久に欠番とし、これを再使用してはならない。

④　運転者が運転者でなくなったときは、乗務員台帳の備考欄にその理由と年月日を赤字で記載し、３年間保存すること。

⑤　運転者の健康診断結果に所見があった場合は、その内容を具体的に記載し、点呼時に活用できるようにすること。

⑥　特別な指導の実施は、実施年月日及び事故惹起運転者、初任運転者、準初任運転者、高齢運転者の区分ごとに記載すること。

⑦　適性診断の受診は、実施年月日及び各適性診断の種類等を記載すること。

（運行中断時の措置）

第３９条　運行管理者は、車両故障、事故又は乗務員の急病、その他止むを得ない事由により、車両の運行を中断したときは、当該車両に乗車している旅客のために、次の事項に関して適切な処置を講じなければならない。

(1)　旅客の運送を継続すること。

(2)　旅客を保護すること。

(3)　旅客を出発地又は目的地まで送り届けること。

（事故発生時の措置）

第４０条　運行管理者は、事故発生の場合、原則として次の基準により処置しなければならない。

(1)　人身事故が発生した場合は、乗務員に次の事項について適切な措置をとらせること。

①　死傷者のある場合は速やかに応急手当、その他必要な処置を講ずること。

②　損害拡大防止の処置をとること。

③　所轄警察署に届出連絡すること。

④　事故の発生に関し、会社に電話連絡して運行管理者の指示に従うこと。

⑤　遺留品を保管すること。

(2)　高速道路上の事故は、道路管理者に通報するとともに、その指示に従い上記に準じて処理を行うこと。

(3)　運行管理者は、事故発生の場合、現地の状況を速やかに掌握して必要と認める場合は現地に急行し、警察官、事故の相手方、目撃者の意見等を聴取する他、事故状況の記録並びに現場の写真を撮影するなどして原因究明及び事故解決の資料とすること。

(4)　運行管理者は、事故により死傷者又は物件の損害等が生じた場合には、事業の公共性に鑑み、積極的にその解決に努めなければならない。

（事故の報告）

第４１条　運行管理者は、次に掲げる事故（自動車事故報告規則第２条に基づく事故）が発生した場合、自動車事故報告書を３通作成し、事故発生日から３０日以内に当該営業所の所在地を管轄する運輸支局長を経由して国土交通大臣へ提出しなければならない。

(1)　自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両等と衝突し、若しくは接触したもの

(2)　１０台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの

(3)　死者又は重傷者を生じたもの

(4)　１０人以上の負傷者を生じたもの

(5)　操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の操作不適切により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第５条第４号に掲げる傷害が生じたもの

(6)　酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、麻薬等運転を伴うもの

(7)　運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの

(8)　救護義務違反があったもの

(9)　自動車の装置の故障により自動車が運行できなくなったもの

(10)　車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるもの）

(11)　橋脚、架線その他鉄道施設を損傷し、３時間以上鉄道車両の運転を休止させたもの

(12)　高速自動車国道又は自動車専用道路を３時間以上通行止めにさせたもの

(13)　国土交通大臣が特に必要と認めたもの

２　運行管理者は、次に掲げる事故（自動車事故報告規則第４条に基づく事故）が発生した場合、２４時間以内においてできる限り速やかに、当該営業所の所在地を管轄する運輸支局長に対し電話、ＦＡＸ等により事故速報を行うこと。

(1)　旅客、乗員、歩行者その他を問わず１名以上の死者を生じたもの

(2)　旅客、乗員、歩行者その他を問わず５名以上の重傷者を生じたもの

(3)　旅客に１名以上の重傷者を生じたもの

(4)　旅客、乗員、歩行者その他を問わず１０名以上の負傷者（重傷、軽傷を問わない）を生じたもの

(5)　自動車が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。）と衝突し、若しくは接触したもの

(6)　酒気帯び運転（道路交通法第６５条第１項の規定に違反する行為をいう。）

(7)　自然災害に起因する可能性のある事故

(8)　その他社会的影響が大きいと認められるもの（報道機関による報道又は取材を受けたとき）

（事故の記録）

第４２条　運行管理者は、当該営業所に属する車両について事故（道路交通法第７２条第１項及び自動車事故報告規則第２条に規定する事故）が発生した場合には、次の事項を記録し、その記録を当該営業所において３年間保存すること。

(1)　乗務員の氏名

(2)　自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

(3)　事故の発生日時

(4)　事故の発生場所

(5)　事故の当事者（乗務員を除く。）の氏名

(6)　事故の概要（損害の程度を含む。）

(7)　事故の原因

(8)　再発防止策

（異常気象時の措置）

第４３条　運行管理者は、天災その他の理由により輸送の安全確保に支障を生じ又は生ずるおそれのあるときは、次の基準により乗務員に対し必要な指示を適確迅速に行わなければならない。

(1)　新聞、ラジオ、テレビ、その他の方法により降雨、降雪、強風、結氷等の異常気象、地震、火災等の災害あるいは鉄道事故、道路事故、暴動による交通不能等の場合は、早期に状況を把握し、必要な対策指示を行うこと。

(2)　積雪及び路面結氷等で運行に危険を伴う場合は、運行中止を行うこと。

(3)　その他気象上、安全運行に支障があると認められる場合は、運行管理者の責任において情勢把握を行って、運行の中止又は制限等を行い、安全確保に万全を期すこと。

(4)　運行中の車両と緊急連絡のできる体制を整備すること。

（事故再発防止の措置）

第４４条　運行管理者は、自動車事故報告規則第５条（事故警報）の事故警報に基づく対策指示を行うと共に、発生事故について天候、事故の種類、原因、年令、運転経験、運転者別、時刻、地点、車両、道路状況、心身状態、走行状態等の要素別に傾向の把握、内容の検討、原因の究明を行い事故記録書及び事故統計資料等を作成して再発防止のための対策を講じなければならない。

（シートベルト）

第４５条　運行管理者は、乗務員に対し道路交通法第７１条の３（普通自動車等の運転者の遵守事項）の規定に基づきシートベルトの着用を義務づけ、装着を確認のうえ乗務させること。

２　運行管理者は、乗務員に対し旅客等を乗車させる時はシートベルトを確実に装着させて運転するよう指導すること。

３　シートベルトは常に着用しやすい状態に保つよう点呼、点検時に指導監督すること。

附　　則

（実施年月日）

本規程は、平成　　年　　月　　から実施する。

本規程の一部を改正し、令和　　年　　月　　日から実施する。（規程改正時に記載）

別表１　運行管理者の選任者数（第４条関係）

一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の運行を管理する営業所

|  |  |
| --- | --- |
| 事業用自動車の車両数 | 運行管理者数 |
| ３９両まで | ２人 |
| ４０両　～　５９両 | ３人 |
| ６０両　～　７９両 | ４人 |
| ８０両　～　９９両 | ５人 |
| １００両　～　１２９両 | ６人 |
| １３０両　～　１５９両 | ７人 |
| １６０両　～　１８９両 | ８人 |
| １９０両　～　２１９両 | ９人 |

別表２　運行管理の組織図（第６条関係）

※貴社の体制に合わせて記載してください。

（組 織 図 例）

社　長

役　員(安全統括管理者)

A営業所長 ― 統括運行管理者 ― 運行管理者 ― 運行管理補助者

B営業所長 ― 統括運行管理者 ― 運行管理者 ― 運行管理補助者